

個別の人権課題			本邦外出身者に対する不当な差別的言動	
校 種	高等学校	本時に関わる 3つの側面	知識的側面	○
対象学年等	第2学年		価値的・態度的側面	◎
教科等	公共		技能的側面	○
単元名	法的な主体となる私たち			

## 1 単元の目標及び計画

### (1) 単元の目標

- ア 憲法の下、適正な手続きに則り、法や規範に基づいて各人の意見や利害を公平・公正に調整し、個人や社会の紛争を調停、解決することなどを通して、権利や自由が保障、実現され、社会の秩序が形成、維持されていくことについて理解する。
- イ 現実社会の諸課題に関わる諸資料から、自立した主体として活動するために必要な情報を適切かつ効果的に収集し、読み取り、まとめる技能を身に付ける。
- ウ 主として法に関わる事項について、法、政治及び経済などの側面を関連させ、自立した主体として解決が求められる具体的な主題を設定し、合意形成や社会参画を視野に入れながら、その主題の解決に向けて事実を基に協働して考察したり構想したりしたことを、論拠をもって表現する。
- エ 現実社会の諸課題について、よりよい社会の実現を視野に、現代の諸課題を主体的に解決しようとする。

### (2) 単元の計画

法や規範の意義と役割 (6) 【本時4/6時間】	○私たちと法 ○法と基本的人権 ○平等に生きる権利と法・規範 ○自由に生きる権利と法・規範 ○安全で豊かに生きる権利と法・規範 ○法をよりよいものにするための権利
契約と消費者の権利・責任 (2)	○さまざまな契約と法 ○消費者の権利と責任
司法参加の意義 (2)	○裁判所と司法 ○国民の司法参加

## 2 学習指導要領等の該当箇所

高等学校学習指導要領・第2章・第3節 公共

2 内容 B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち
ア 次のような知識及び技能を身に付けること。
(ア) 法や規範の意義及び役割、多様な契約及び消費者の権利と責任、司法参加の意義に関わる現実社会の事柄や課題を基に、憲法の下、適正な手続きに則り、法や規範に基づいて各人の意見や利害を公平・公正に調整し、個人や社会の紛争を調停、解決することなどを通して、権利や自由が保障、実現され、社会の秩序が形成、維持されていくことについて理解すること。
(イ) 現代社会の諸課題に関わる諸資料から、自立した主体として活動するために必要な情報を適切かつ効果的に収集し、読み取り、まとめる技能を身に付けること。
イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。
(ア) アの (ア) から (イ) までの事項について、法、政治及び経済などの側面を関連させ、自立した主体として解決が求められる具体的な主題を設定し、合意形成や社会参画を視野に入れながら、その主題の解決に向けて事実を基に協働して考察したり構想したりしたことを、論拠をもって表現すること。

## 3 本時の目標

日本国憲法における自由権の保障の考え方とその意義について理解するとともに、ヘイトスピーチを事例として、公共の福祉を踏まえた上での自由権の保障の在り方について考えを深める。

## 4 人権教育との関わり

この単元では、法や規範の意義と役割について学習する中で、個別の人権課題の一つである「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に関連する内容を取り扱います。具体的には、日本国憲法において保障されている自由権について学習する中で、表現の自由に焦点を当てて授業を進めます。その際に、ヘイトスピーチを事例として取り上げ、表現の自由を保障した上で、差別のない社会の実現を目指すためにはどういったことが大切かを話し合います。

## 5 本時で育てたい3つの側面

知識的側面	憲法や関係する国内法及び「世界人権宣言」その他の人権関連の主要な条約や法令等に関する知識
価値的・態度的側面	正義、自由、平等等の実現という理想に向かって活動しようとする意欲や態度 多様性に対する開かれた心と肯定的評価
技能的側面	他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性

## 6 本時の学習過程

学習過程等	人権教育との関わり等	資料等
<p><b>■学習活動</b></p> <p>【憲法や基本的人権について学習したことを振り返ろう。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本国憲法はすべての国民に基本的人権を保障している。</li> <li>・基本的人権は「侵すことのできない永久の権利」である一方で、公共の福祉によって他人の人権との関係で一定の制限を受ける。</li> <li>・第14条①で法の下での平等を定めているものの、現実の社会には在日韓国・朝鮮人、外国人等に対する差別や部落差別、性別による差別などの問題がある。</li> </ul> <p><b>■学習活動</b></p> <p>【自由権にはどのようなものがあるだろうか。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本国憲法が保障する自由権には、精神的自由、人身の自由、経済的自由がある。精神的自由には表現の自由も含まれる。</li> <li>・憲法は、集会・結社・言論・出版等の表現の自由を保障しているが、一方で、表現の自由は公共の福祉によって制限される。</li> </ul> <p>【課題】表現の自由の保障の在り方について、ヘイトスピーチを事例として考えよう。</p>	<p>【知識的側面】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・憲法や関係する国内法及び「世界人権宣言」その他の人権関連の主要な条約や法令等に関する知識</li> </ul> <p>【指導上のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自由権は、人間が生まれながらにしてもつ権利であり、国家権力からの不当な干渉や侵害を排除する権利であることを確認する。</li> </ul>	
<p><b>■学習活動</b></p> <p>【ヘイトスピーチとはどういったものだろう。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デモやインターネット上で、特定の国の出身の人々を、その出身であることのみを理由に一方的に我が国の社会から追い出そうとしたり、危害を加えようとしたり、著しく侮辱したりする内容の言動が一般にヘイトスピーチと言われている。</li> <li>・このような言動は、言われている人々の心を傷つけたり、差別を生じさせたりするおそれがある。</li> </ul> <p><b>■学習活動</b></p> <p>【ヘイトスピーチはどのように規制されているのだろうか。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2016年に、いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」が制定された。罰則はなく、ヘイトスピーチの対象を定義し、国や地方公共団体に解消のための取組を求めている。</li> <li>・川崎市は、2020年に全国で初となる刑事罰を盛り込んだ差別禁止条例を施行した。</li> <li>・一方で、表現の自由との関係で、ヘイトスピーチを法律や条例で規制することに慎重な意見もある。</li> </ul>	<p>【技能的側面】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性</li> </ul> <p>【指導上のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実際のデモの様子やインターネット上の書き込みの内容等を紹介することで、被害を受けている人々の感情に寄り添うことができるようにする。</li> </ul>	<p>○資料「私たちの身近にあるヘイトスピーチ」（法務省）</p>
<p><b>■学習活動</b></p> <p>【ヘイトスピーチをなくしていくためには、どういったことが大切だろうか。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法令による規制だけに頼るのではなく、各人の良識や道徳によって自発的に抑止していく。</li> <li>・共に社会を形成する一員として、他者に対する寛容さを持つことや、お互いの人権を尊重しようとする姿勢が重要である。</li> <li>・SNS上でヘイトスピーチを見付けても、無責任に拡散しない。</li> </ul>	<p>【価値的・態度的側面】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・正義、自由、平等等の実現という理想に向かって活動しようとする意欲や態度</li> </ul> <p>【指導上のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各人の表現の自由を保障した上で、差別のない社会の実現を目指すという理想を確認した上で、話し合いを行う。</li> </ul> <p>【価値的・態度的側面】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様性に対する開かれた心と肯定的評価</li> </ul> <p>【指導上のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・お互いの人権を尊重しよう心がけることで、法による強制的な規制によらずともヘイトスピーチは抑制されることに気付かせる。</li> </ul>	
<p>【まとめ】憲法によって保障されている自由権は、手厚く守られなければならない。一方で、他者の尊厳を無視して自らの自由や権利を濫用することは公共の福祉に反するとし、憲法は認めていない。表現の自由等の自由権に配慮しつつ、すべての個人が尊重される公正な社会を実現していくことが大切である。</p>		